

定年後継続雇用  
社員就業規則

株式会社 リィツメディカル

---

平成27年4月1日制定  
平成 年 月 日届出

## 総 則

### (目的)

- 第 1 条 この規則は、株式会社 リイツメディカル（以下「会社」という。）の定年後継続雇用制度に基づき雇用される社員（以下「継続雇用社員」という。）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めるものほか、継続雇用社員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係法令及び個別の雇用契約に定めるところによる。

### (適用対象者)

- 第 2 条 この規則は、会社の定年制度により 60 歳で定年退職し、「継続雇用制度における選定基準等に関する協定書」により、引き続き会社に継続雇用社員として雇用された者に適用する。ただし、一般社員に比較して少ない勤務日または勤務時間により期間を定めてパートタイマーとして再雇用された者については、この規則を適用せず、パートタイマー就業規則及び個別の雇用契約書による。

### (規則の順守)

- 第 3 条 会社及び継続雇用社員は、この規則その他会社の定める就業に関する諸規程等を順守し、事業の発展と勤務条件の向上に努めるものとする。

### (勤務条件の確認)

- 第 4 条 会社は、定年後継続雇用制度に基づき定年後引き続き雇用する場合は、原則として、1 年以内の期間を定めた有期労働契約を締結し、継続雇用社員としての勤務条件を明示する労働条件明示書（雇用契約書）を交付するものとする。継続雇用社員は明示された勤務条件等を確認しこれに同意して勤務するものとする。

## 第 2 章 勤 務

### (勤務時間・休憩)

- 第 5 条 継続雇用社員の勤務時間及び休憩については、個別の雇用契約において定める。

### (所定休日)

- 第 6 条 継続雇用社員の所定休日は、個別の雇用契約において定める。

### (休日の振替、時間外・休日労働等)

- 第 7 条 継続雇用社員の休日の振替、時間外労働・休日労働、出張等の勤務時間については、就業規則第 6 章を準用する。

### (年次有給休暇)

第 8 条 継続雇用社員の年次有給休暇については、就業規則第 7 章を準用する。この場合において、社員であった期間はこれを継続雇用社員としての勤続年数に通算し、社員から引き続き継続雇用社員として勤務したものとして取扱い、休暇年度の途中において社員から継続雇用社員となった者の当該年度に社員として与えられた年次有給休暇は継続雇用社員として与えられた年次有給休暇とみなす。

#### (介護休業その他の法定休暇等)

第 9 条 継続雇用社員の介護休業等については、育児・介護休業規程を準用する。

2 公民権行使の時間その他の労働基準法や育児介護休業法による法定の休暇については、各々の法定の要件を満たした場合に利用できるものとする。

#### (特別休暇)

第 10 条 継続雇用社員の特別休暇については、就業規則第 58 条を準用する。

#### (配置転換・出向・休職)

第 11 条 継続雇用社員の配置転換・出向・休職については、就業規則第 2 章及び第 3 章を準用する。

#### (服務規律)

第 12 条 継続雇用社員の服務規律については、就業規則第 5 章を準用する。

#### (安全衛生)

第 13 条 継続雇用社員の就業にかかる安全及び衛生については、就業規則第 9 章を準用する。ただし、採用時健康診断についてはこの限りでない。

#### (給与)

第 14 条 継続雇用社員の給与は、勤務形態、技能、経験等を考慮し、個別の雇用契約において定める。

#### (昇給)

第 15 条 昇給は原則として行わない。

#### (賞与)

第 16 条 継続雇用社員には、原則として賞与は支給しない。

#### (退職金)

第 17 条 継続雇用社員には、退職金は支給しない。

**(旅費等)**

第 18 条 国内外への出張または営業活動をするときの旅費等については、旅費規程を準用する。

**(表彰・制裁)**

第 19 条 繼続雇用社員の表彰及び制裁については、表彰・制裁規程を準用する。

**(退職・解雇)**

第 20 条 繼続雇用社員の退職・解雇については、定年に関する規程を除き、就業規則第 22 条から第 30 条を準用する。

**(慶弔見舞金)**

第 21 条 繼続雇用社員の慶弔見舞金については、慶弔見舞金規程において継続雇用社員を正社員としてみなす。

**(雑則)**

第 22 条 繼続雇用社員の勤務並びに処遇に関し、この規則に定めのない事項については、就業規則を準用する。

**附 則**

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、社員代表の意見を聴いて行う。